

(案)

請願・陳情者の意見陳述について（第21条関係）

項目	内容
1. 意見陳述の申し出【初日本会議の15日前】	
(1) 申し出の受付	①請願・陳情の提出時に意見陳述の意向確認を行い、希望する場合は、書面（所定の申し出書）にて申し出の受付を行う。 ②決議要請の請願・陳情については除く。 ③郵送による申し出書の提出も可とする。
(2) 申し出の締切日	請願・陳情の締切日と同日（初日本会議の15日前）とする。
2. 意見陳述の許可・不許可の決定【議運：大綱2日目終了後、常任委員会：大綱3日目終了後】	
(1) 決定方法	議会運営委員会は大綱質疑2日目終了後、常任委員会は大綱質疑3日目終了後（同時開催）に、申し出のあった意見陳述の許可・不許可を協議し決定する。ただし、インターネット中継は行わない。
(2) 決定通知	委員会における意見陳述の許可・不許可の決定後、速やかに、申し出のあった請願・陳情者にその旨を通知する。
3. 意見陳述の開催【各常任委員会、最終議運開催時】	
(1) 開催時期	請願・陳情が審査される委員会（常任・議運）の開会中に、陳述者席を設置の上、請願・陳情審査前に意見陳述を実施する。
(2) 陳述者・人数	①請願・陳情1件につき、陳述者は提出者の中から1名とする。ただし、提出者の中から2名までの同席を認めることとする。 ②陳述者用の傍聴席を音声傍聴控室に設けることができる（議会運営委員会を除く）
(3) 陳述の順番	意見陳述当日に順番を決める抽選（くじ）を行い決定する。
(4) 陳述時間	請願・陳情1件あたり3分以内とする。
(5) 委員・陳述者間の質疑	委員から陳述者、陳述者から委員への質疑はできないこととする。
(6) 資料等の配布	陳述者の資料の配布（当日）、パネル、スクリーンの使用は認めない。
(7) 陳述者が守るべき事項と違反に対する措置	①決められた発言時間を超過しない。 ②当該請願・陳情の趣旨説明の範囲を超えた発言を行わない。 ③個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、特定の政党、会派、議員、個人、団体等への非難・中傷や、名誉を棄損する発言を行わない。 ④会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしない。 ⑤その他の守るべき事項として、堺市議会傍聴規則第13条「傍聴人の守るべき事項」（はち巻等の示威的行為、のぼり等の携帯の禁止など）を準用する。 ⑥陳述者が上記事項に違反する場合、委員長は注意し、なお指示に従わない場合は、当該陳述を中止させることができる。

（裏面に続く）

4. その他	
(1) 理事者・傍聴人の取扱	<p>①意見陳述の許可・不許可を決定する委員会については、理事者は出席せず、傍聴は室内傍聴のみ可とする（音声傍聴は行わない）。</p> <p>②意見陳述実施時の理事者・傍聴人については、通常の委員会開催時と同様の扱いとする。</p>
(2) 意見陳述の記録	<p>①意見陳述（許可・不許可決定のための委員会も含む）にかかる全文を記録し、議事録に掲載する。</p> <p>②陳述者の不穏当発言があった場合、委員長の職権又は陳述者からの取消しの申し出により、議事録に掲載しないこととする。</p>
(3) 陳述者の費用弁償	支給しない。
(4) 陳述制度の広報	広報紙、ホームページ等に掲載する。

※平成25年5月定例会において試行する。

ただし、問題等が発生した場合は、その都度、議会運営委員会において協議する。